



# 三重県公報

平成31年3月19日 (火)

号 外

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
154	防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(防災企画・地域支援課)	2
155	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医療保健総務課)	2
156	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	5
157	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	7
158	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携総務課)	8
159	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産総務課)	9
160	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	14

**告 示**

**三重県告示第 154 号**

防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 31 年 3 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

防災対策部関係補助金等交付要綱（平成 16 年三重県告示第 266 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 第 5 号の項(C)の欄を次のように改める。

次に掲げる事業に要する経費
1 風水害対策緊急促進事業
2 住民の耐震対策と避難行動促進事業
3 自主防災組織と消防団との連携促進事業
4 多様性に配慮した避難所運営促進事業
5 受援体制の整備と地域コミュニティ維持のための迅速な復興事前対策促進事業

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**三重県告示第 155 号**

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 31 年 3 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

医療保健部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 239 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表中第 1 号の項を削り、第 2 号の項を第 1 号の項とし、第 3 号の項を第 2 号の項とする。

別表 1(2)の表第 1 号の項（E）の欄を次のように改める。

別に定める。

別表 1(2)の表第 16 号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

病室の個室整備等及び自動手指消毒器の整備を促進し、MRSA等による院内感染症の拡大防止を図る。	院内感染の拡大防止を目的とした病室の個室整備等に必要工事費又は工事請負費及び自動手指消毒器の初度設備整備に要する経費
---	--

別表 1(2)の表に次のように加える。

21	三重県国民健康保険財政安定化基金交付金	災害等の特別な事情が生じたことにより、予期せぬ保険料（税）収納不足が発生した市町に対し、三重県国民健康保険財政安定化基金の一部を取り崩して交付することで、市町の国民健康保険の財政運営の安定化を図る。	市町の国民健康保険事業に要する費用のうち、保険料（税）収納不足等に相当する費用	別に定める。	市町
22	医療機器管理室施設整備事業補助金	医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室を整備することにより、医療機器の適正な使用を推進し、患者に対する安全対策に資する。	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	別に定める。	別に定める。

別表 1(3)の表中第 35 号の項を削り、第 36 号の項を第 35 号の項とし、第 37 号の項から第 39 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表第 40 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

臨床研修医定着支援事業補助金	臨床研修医の県内での定着を図る。	臨床研修における研修内容並びに指導及び育成体制を充実、強化する取組に要する経費
----------------	------------------	---

別表1(3)の表中第40号の項を第39号の項とし、第41号の項を削り、第42号の項を第40号の項とし、第43号の項から第47号の項までを2項ずつ繰り上げ、第48号の項から第50号の項までを削り、第51号の項を第46号の項とし、第52号の項を第47号の項とする。

別表1(4)の表第22号の項(B)の欄を次のように改める。

高齢者の自立支援及び重度化防止の取組を支援するため、リハビリテーション専門職の活用を推進する。

別表1(4)の表第22号の項(E)の欄を次のように改める。

三重県理学療法士会

別表1(5)の表第9号の項(C)の欄を次のように改める。

- 1 対面相談事業に要する経費
- 2 電話相談事業に要する経費
- 3 人材養成事業に要する経費
- 4 普及啓発事業に要する経費
- 5 自死遺族支援機能構築事業に要する経費
- 6 計画策定実態調査事業に要する経費
- 7 若年層対策事業に要する経費
- 8 深夜電話相談強化事業に要する経費
- 9 自殺未遂者支援事業に要する経費
- 10 災害時自殺対策継続支援事業に要する経費
- 11 自殺未遂者支援・連携体制構築事業に要する経費
- 12 災害時自殺対策事業に要する経費
- 13 ハイリスク地対策事業に要する経費
- 14 地域特性重点特化事業に要する経費

別表1(5)の表第10号の項(E)の欄を次のように改める。

病院（公立病院を除く。）の開設者

別表1(5)の表第11号の項(E)の欄を次のように改める。

病院（公立病院を除く。）の開設者

別表1(5)の表第14号の項(A)の欄から(C)の欄までを次のように改める。

がん予防・早期発見推進事業補助金	市町のがん予防・早期発見の取組を推進し、県内におけるがんによる死亡者数の減少を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 近隣市町が連携するがん検診実施体制整備のための経費</li> <li>2 市町が実施するがん検診における精密検査受診率の向上のための経費</li> <li>3 市町が実施するがん検診における精度管理向上のための経費</li> </ol>
------------------	--	---

別表1(5)の表中第18号の項を削り、第19号の項を第18号の項とする。

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）

区分	(A) 名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
----	-----------	--	--

1	人工腎臓装置不足地域設備整備事業補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号。以下「厚生労働省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具
2	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
3	院内感染対策施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具
4	三重県医療安全設備整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機器及び器具
5	小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
6	地域災害拠点病院施設整備費補助金		—
7	地域災害拠点病院設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具
8	医療施設耐震化整備促進事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	—
9	医療施設等設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具
10	三重県地域医療再生事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具
11	三重県看護師宿舎施設整備費補助金		—
12	三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金		—
13	三重県看護師等養成所施設整備費補助金		—
14	三重県看護師等養成所初度設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具
15	三重県病院内保育所施設整備費補助金		—
16	ドクターヘリ改修支援事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具
17	医療施設設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—

18	広域搬送拠点臨時医療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具
19	医師官舎整備事業補助金		—
20	心電図伝送システム整備補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
21	回復期病床転換事業補助金		—
22	老人保健福祉施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
23	三重県介護従事者確保事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産
24	三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機械、器具及びその他財産
25	三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産
26	難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業設備整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
27	がん診療施設整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具
28	がん診療設備整備費補助金		
29	三重県口腔ケア活動支援事業補助金		
30	地域医療体制基盤整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
31	三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具
32	感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具
33	みえライフイノベーション総合特区医療情報利活用推進事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

三重県告示第156号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成31年3月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第240号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表に次のように加える。

4	災害弔慰金等負担金	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の施行に関する事業の円滑な運営を図る。	市町が行う災害弔慰金及び災害見舞金の支給に要する経費	補助基本額の 3/4 以内	市町
---	-----------	---	----------------------------	---------------	----

別表 1(3)の表第 2 号の項を次のように改める。

2	地域少子化対策重点推進交付金	市町が実施する以下の取組に対して支援を行う。 1 子育てに寄り添う地域づくり 2 地方自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組 3 自治体間連携を伴う新たな取組 4 優良事例の横展開の取組 5 結婚に伴う新生活の支援への取組	市町が実施する地域少子化対策重点推進事業に要する経費	別に定める。	市町
---	----------------	---	----------------------------	--------	----

別表 1(3)の表第 13 号の項（B）の欄を次のように改める。

放課後児童クラブの健全な運営を確保することを目的とし、放課後児童クラブの運営に要する費用に対して補助を行い、児童の健全育成を図る。

別表 1(3)の表第 19 号の項（E）の欄を次のように改める。

学校法人及び社会福祉法人

別表 1(3)の表第 21 号の項（A）の欄を次のように改める。

私立幼稚園等被災児童等保育料等減免補助金

別表 1(3)の表第 21 号の項（B）の欄及び（C）の欄中「私立幼稚園」を「私立幼稚園等」に改め、同表第 25 号の項（A）の欄を次のように改める。

三重県保育士修学資金貸付等事業費補助金

別表 1(3)の表第 30 号の項（A）の欄を次のように改める。

私立幼稚園園務改善 ICT 化支援事業補助金

別表 1(3)の表第 30 号の項（B）の欄及び（C）の欄中「私立幼稚園等」を「私立幼稚園」に改め、同表に次のように加える。

32	保育体制強化事業費補助金	待機児童解消のため、保育支援者を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。	保育支援者を新たに配置した私立保育所等に対し、保育支援者の配置に要する費用を市町が補助する経費	補助基本額の 3/4 以内	市町
----	--------------	---	---	---------------	----

別表 1(4)の表第 11 号の項（C）の欄中「市」を「市及び福祉事務所を設置する町」に改め、同項（E）の欄を次のように改める。

市及び福祉事務所を設置する町

別表 1(4)の表中第 17 号の項を削り、第 18 号の項（A）の欄を次のように改める。

ひとり親家庭等日常生活支

援事業費補助  
金

別表1(4)の表中第18号の項を第17号の項とし、第19号の項を第18号の項とし、第20号の項を第19号の項とし、同表第21号の項(A)の欄を次のように改める。

聴覚障がい児  
補聴器購入費  
用助成事業補  
助金

別表1(4)の表中第21号の項を第20号の項とし、第22号の項から第24号の項までを1項ずつ繰り上げ、第25号の項から第27号の項までを削り、同表に次のように加える。

24	平成31年度東海・北陸ブロック里親研究大会運営費補助金	「平成31年度東海・北陸ブロック里親研究大会」の円滑な実施を図り、児童福祉施策の推進を図る。	平成31年度東海・北陸ブロック里親研究大会の開催に要する経費	別に定める。	三重県里親会
----	-----------------------------	--	--------------------------------	--------	--------

別表2中

8	児童養護施設等整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
9	障害者施設整備事業費補助金		
10	障害者グループホーム緊急整備事業費補助金		

を

8	認定こども園等緊急環境整備事業費補助金	文部科学省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
9	私立幼稚園園務改善ICT化支援事業補助金		
10	児童養護施設等整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
11	障害者施設整備事業費補助金		
12	障害者グループホーム緊急整備事業費補助金		

に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

三重県告示第157号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成31年3月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第243号)の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表第3号の項(B)の欄及び(C)の欄を次のように改める。

私立高等学校等に修学する生徒の保護者の経済的負担を減免することにより私立高等学校等における教育の振興を図る。	私立高等学校等に修学する生徒の保護者が低所得者等である場合において、学校法人がその生徒の授業料を減免するのに要する経費
--	---

別表1(1)の表第14号の項(E)の欄を次のように改める。

三重県専修学校  
専門課程修業支  
援利子助成金実  
施要領に定める  
もの

別表1(6)の表に次のように加える。

6	三重県犯罪被害者等 見舞金	犯罪被害者等へ見舞金を給付することにより、犯罪被害者等の経済的負担の軽減等を図る。	犯罪被害者等へ給付する見舞金に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	------------------	---	----------------------	--------	--------

別表1(7)の表を次のように改める。

(7) 廃棄物・リサイクル課関係

区分	(A) 補助金等の 名称	(B) 補助金等の交付の 目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助率又は 補助額	(E) 補助対象者
1	公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金	公共関与の産業廃棄物処理施設を整備し、もって生活環境の保全を図る。	廃棄物処理センターが整備する産業廃棄物処理施設のうち、廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）国庫補助金交付要綱（平成12年8月18日厚生省生衛第231号）に基づく産業廃棄物処理施設として採択された施設であって、当該施設を整備するのに要する経費	別に定める。	廃棄物処理センターの指定を受けた者
2	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金	産業廃棄物最終処分場の周辺の生活環境の整備を支援することにより、施設周辺地域の環境の改善を図る。	産業廃棄物最終処分場の周辺において、市町が行う生活環境の整備に要する経費	別に定める。	市町
3	ポストRDFに向けた施設整備等補助金	ポストRDFに向けて必要となる施設整備等を支援することにより、RDF製造団体の新たなごみ処理体制への円滑な移行に寄与する。	RDF製造団体がRDF焼却・発電事業から新たなごみ処理体制に移行する際に必要となる施設整備等に要する経費	別に定める。	伊賀市、紀北町、南牟婁清掃施設組合、桑名広域清掃事業組合及び香肌奥伊勢資源化広域連合

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

三重県告示第158号

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成31年3月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第241号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)の表第6号の項（C）の欄中「又は高架橋」を削る。

別表1(4)の表第1号の項を次のように改める。

1	事業調整制度補助金	県施策と連携し、市町が緊急に実施すべき事業を支援する。	県施策と連携し、市町が緊急に実施すべき事業に要する経費	別に定める。	市町
---	-----------	-----------------------------	-----------------------------	--------	----

別表1(6)の表に次のように加える。

12	カナダレスリングチーム三重県・津市事前キャンプ実行委員会負担金	カナダレスリングチームの事前キャンプを受け入れることにより、本県のスポーツの推進、地域の活性化及びスポーツを通じた国際	カナダレスリングチームの事前キャンプ受入事業に要する経費	別に定める。	カナダレスリングチーム三重県・津市事前キャンプ実行委員会
----	---------------------------------	---	------------------------------	--------	------------------------------



	交流の促進を図る。		
--	-----------	--	--

別表1(7)の表中第5号の項を削り、第6号の項を第5号の項とし、第7号の項を第6号の項とする。

別表2第14号の項(A)の欄を次のように改める。

事業調整制度  
補助金

別表2中

「

23	紀南中核的交流施設整備事業支援補助金	1件の取得価額が30万円以上の機械及び器具
24	東紀州地域産業活性化事業費補助金	1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具

を

「

23	東紀州地域産業活性化事業費補助金	
----	------------------	--

に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

三重県告示第159号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成31年3月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第249号）の一部を次のように改正する。

別表1(3)の表第11号の項(C)の欄及び(D)の欄を次のように改める。

地域農業のあり方を記載した「人・農地プラン」を市町が作成及び更新を行う際に要する経費	定額
--	----

別表1(3)の表第12号の項(B)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

農業経営体の農業経営の確立・発展等を促進し、農業の競争力及び体質の強化を図る。	農業経営体の多様な経営課題に対応するために、農業経営相談所の開設、専門家の派遣、法人化に対する助成等に要する経費	事業費の10/10以内	民間団体等
---	--	-------------	-------

別表1(3)の表第19号の項(C)の欄及び(D)の欄を次のように改め、同項を同表第20号の項とする。

1 適切な「人・農地プラン」が作成され、農地中間管理機構が活用されている地区において、付加価値の拡大、売上高の拡大、経営コストの縮減等に意欲的に取り組む認定農業者等の地域の担い手が融資を活用した農業用機械及び施設の導入に必要な費用に対し、市町が行う補助に要する経費	事業費の1/2以内
2 融資円滑化等を図るため、農業信用基金協会による金融機関への債務保証の拡大に要する費用に対し、市町が行う補助に要する経費	定額

別表1(3)の表中第18号の項を第19号の項とし、第14号の項から第17号の項までを1項ずつ繰り下げ、第13号の項の次に次のように加える。

14	農用地利用集積特別対策事業費補助金（新規就農相談事業）	就農希望者の円滑な就農を支援する。	就農相談窓口の設置及び運営に要する経費	定額	民間法人等
----	-----------------------------	-------------------	---------------------	----	-------

別表1(3)の表に次のように加える。

21	中山間地農業ルネッサンス推進事業費補助金	中山間地の特色をいかし、農業活動を地域活性化につなげる新たな取組を支援することを目的とする。	中山間地の活動であり、かつ、他地域の見本となる次の取組等を行う経費 1 高収益作物の生産に係るもの のうち実証ほ場整備、農業機械リース等 2 高付加価値化又は販売力強化に伴う加工品試作又は販売促進活動 3 関係人口の増加に伴う訪問者の交流・営農体験用設備設置 4 ICT技術の活用に伴う試作品開発又は実証試験	事業費の10/10以内	中山間地を有する市町
----	----------------------	--	---	-------------	------------

別表1(5)の表第7号の項(A)の欄を次のように改める。

契約特定野菜等安定供給促進事業費補助金
---------------------

別表1(6)の表第6号の項(A)の欄から(C)の欄までを次のように改める。

家畜伝染病緊急防疫体制整備事業費補助金	農場出入口等の消毒を徹底すること等により家畜伝染病の感染拡大を防止する。	家畜伝染病の感染拡大を防止するため、消毒薬、動力噴霧器等の整備を補助するのに要する経費
---------------------	--------------------------------------	---

別表1(6)の表第7号の項(E)の欄中「農業協同組合、営農集団」を削り、同表中第8号の項を削り、第9号の項を第8号の項とする。

別表1(7)の表第5号の項(B)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

老朽化に伴い早急に整備を要する用排水施設の改修並びにため池の防災・減災対策への取組の支援を図る。	1 用排水施設等整備事業に要する経費	事業費の70/100以内	市町、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める団体
	2 次に掲げる事業を行う経費 (1) ため池一斉点検 (2) ハザードマップの作成 (3) ため池耐震調査 (4) ため池防災対策整備等	定額	市町又は土地改良区

別表1(7)の表第9号の項(B)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

水利施設の整備、計画策定等を行い農業経営の安定を図る。	1 機能保全計画策定事業 農業用排水施設の機能診断及び保全計画の策定に要する経費	定額	市町又は土地改良区
	2 施設計画策定事業 整備計画を策定するための地域の諸条件の現状把握、概略設計等に要する経費	定額	市町又は土地改良区
	3 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業水利施設の長寿命化対策工事、防災減災対策工事等に要する経費	定額又は事業費の55/100以内	市町又は土地改良区
	4 土地改良施設突発事故復旧事業 突発的な事故により土地改良施設が機能低下及び喪失した場合に、機能回復を図る工事に要する経費	事業費の60/100以内	市町又は土地改良区

別表1(8)の表第10号の項を削る。

別表1(9)の表に次のように加える。

5	土地改良資産評価データ整備事業補助金	土地改良区の適正な運営を図る。	土地改良区が貸借対照表を作成する上で必要となる土地改良資産の評価に要する経費	定額	三重県土地改良事業団体連合会
---	--------------------	-----------------	--	----	----------------

別表1(10)の表中第3号の項を削り、第4号の項を第3号の項とし、第5号の項を第4号の項とする。

別表1(11)の表第1号の項(E)の欄中「認定を受けた者等」を「認定を受けた者、意欲と能力のある林業経営体等」に改め、同表第5号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

1 林業・木材産業構造改革事業		
(1) 高性能林業機械等の整備	定額 (1/3、4/10 又は 1/2 以内)	市町、効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、都道府県知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。)等
(2) コンテナ苗生産基盤施設等の整備 低コスト造林に資するコンテナ苗を低価格で安定的に供給する苗木生産施設等の整備	定額 (1/2 以内)	林業種苗法(昭和14年法律第16号)第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者等
(3) 木材加工流通施設等の整備 ア 木材加工流通施設整備 イ 森林バイオマス等活用施設整備	定額 (1/2)	市町、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等で事業構想に明記されているもの
(4) 木質バイオマス利用促進施設の整備 ア 未利用間伐材等活用機材整備 イ 木質バイオマス供給施設整備 ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	定額 (15/100、1/3 又は 1/2)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体、民間事業者等
(5) 特用林産振興施設等の整備	定額 (1/2 以内)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体等
(6) 木造公共建築物等の整備	定額 (1/2、15% 又は 3.75%以内)	市町、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体等
2 林業・木材産業成長産業化促進対策事業		
(1) 間伐材生産 ア 「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」(平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知)に定める生産基盤強化区域(以下「生産基盤強化区域」という。)内で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込その他付帯施設整備(林内作業場、土場等)	定額	市町、選定経営体等
イ 関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)		
(2) 資源高度利用型施業 ア 生産基盤強化区域内で行う末木枝条の集材(主伐時	定額	市町、選定経営体等



- 林所有者の同意取付け等)
- (2) 森林作業道整備
  - ア 森林作業道整備
  - イ 関連条件整備活動  
(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等)
- 3 人工造林
  - (1) 低コストな人工造林の実施
  - (2) 関連条件整備活動 (対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け、鳥獣害防止施設等整備等)

別表1(11)の表第14号の項(C)の欄を次のように改め、同項を同表第12号の項とする。

- 木材産業の体質強化対策
- 1 木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率タイプ)
- 2 木材加工流通施設等整備 (低コストタイプ)
- 3 品目転換施設整備

別表1(11)の表に次のように加える。

13	自立的林業経営活動推進事業費補助金	地域における自伐林業グループ等による将来的な林業経営の集約化に資する森林管理及び資源利用等の活動を支援し、地域の自立的な林業経営活動の推進を図る。	1 活動推進 現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い等に要する経費	定額	市町
			2 森林整備活動 除伐、間伐、搬出等に要する経費	定額	市町
			3 研修活動 林業技術や安全対策の向上のための研修等に要する経費	定額	市町
			4 森林機能強化 歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等に要する経費	定額	市町
			5 資機材・施設の整備 森林整備活動及び森林機能強化の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置に要する経費	事業費の1/2以内	市町
14	みえ森と緑の県民税市町交付金(連携枠)	市町と県が連携して「災害に強い森林づくり」の取組の強化を図る。	1 流域防災機能強化対策事業 土砂流出の危険性が高く、早急な整備が必要とされる箇所の森林整備に要する経費 2 森林再生力強化対策事業 (1) 獣害防止施設等整備 野生獣による森林被害の防止等を図るための獣害防止施設等の整備に要する経費 (2) ニホンジカの捕獲等 ICT等の新たな技術を用いたニホンジカの捕獲等に要する経費	事業費の10/10以内	市町

別表1(12)の表中第1号の項を削り、第2号の項を第1号の項とし、第3号の項から第8号の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表1(13)の表第2号の項(C)の欄中「国定公園」を「国立公園・国定公園」に改め、同項(D)の欄を次のように改める。

- 国立公園内  
事業費の5/10以内
- 国定公園内、  
長距離自然歩道事業費の4.5/10以内

別表1(13)の表第3号の項(A)の欄から(C)の欄までを次のように改める。

みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）	災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する。	地域の実情に応じて行う以下の対策に要する経費 1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり 2 暮らしに身近な森林づくり 3 森を育む人づくり 4 森と人をつなぐ学びの場づくり 5 地域の身近な水や緑の環境づくり
-------------------------	------------------------------------	---

別表 1(13)の表第 4 号の項を削る。

別表 1(14)の表中第 1 号の項を削り、第 2 号の項を第 1 号の項とし、第 3 号の項を第 2 号の項とし、同表第 4 号の項（C）の欄中「三重県漁業信用基金協会」を「全国漁業信用基金協会」に改め、同項を同表第 3 号の項とし、同表中第 5 号の項を第 4 号の項とする。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 160 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 31 年 3 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表第 2 号の項を削り、同表第 3 号の項を同表第 2 号の項とし、同表第 4 号の項を同表第 3 号の項とし、同表第 5 号の項を同表第 4 号の項とし、同表第 6 号の項（D）の欄中「1/2」を「1/3」に改め、同項を同表第 5 号の項とする。

別表 1(5)の表第 2 号の項を削り、同表第 3 号の項を同表第 2 号の項とし、同表第 4 号の項から第 7 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表第 8 号の項（C）の欄中「及び信用保証料」を削り、同項を同表第 7 号の項とし、同表第 9 号の項を同表第 8 号の項とし、同表第 10 号の項を同表第 9 号の項とし、同表第 11 号の項及び第 12 号の項を削り、同表第 13 号の項を同表第 10 号の項とする。

別表第 2 中

「

6	中小企業高付加価値化投資促進補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数又は補助事業完了の日から 10 年のいずれか短い期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める機械及び器具
7	三重県中小企業・小規模企業地域課題解決プロジェクト支援事業費補助金		

を

「

6	中小企業高付加価値化投資促進補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数又は補助事業完了の日から 10 年のいずれか短い期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める機械及び器具
---	-------------------	--	------------------------------

に改める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---